

平成 29 年度 第 1 回 認知症対策検討会 会議録

日 時：平成 29 年 6 月 23 日（金）20 時 00 分～21 時 00 分

場 所：社会福祉センター 3 階中会議室

| | |
|------|---|
| 出席委員 | 内海委員、鹿野委員、榊原委員、佐藤(恭)委員、佐藤(智)委員、志津委員、鈴木委員、須藤委員、高梨子委員、高橋委員、松尾委員、松田委員、畠山委員、原田委員、湯川委員 (五十音順) |
| 事務局 | 佐藤福祉部長、三須高齢者福祉課長、山本主査、緑川主査、岩本主査補、鶴澤主任保健師 青木健康子ども部長、島村健康増進課長 |
| その他 | 伊藤認知症サポート医、三嶋認知症サポート医、東邦大学医療センター佐倉病院オブザーバー、傍聴 1 人 |

| 発言者 | 内 容 |
|------|--|
| □会長 | <p>今年度 1 回目の認知症対策検討会です。よろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議には、傍聴人がみえております。本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することでよろしいでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、傍聴要領に従いまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次第に沿いまして議事を進めます。議事(1)平成 28 年度認知症施策推進事業報告について、(2)平成 29 年度認知症施策推進事業計画について、事務局よりまとめて説明をお願ひいたします。</p> |
| ○事務局 | <p>会長、よろしいでしょうか。</p> <p>資料 1 をご覧ください。</p> <p>佐倉市の認知症施策については、3 年を 1 期とする佐倉市高齢者福祉・介護計画に定めているところであり、平成 27 年度から 29 年度の第 6 期計画においては、市の重点施策のひとつとして取り組んで参りました。次期計画である第 7 期の計画におきましても、国が掲げる新オレンジプラン、また改正された介護保険法に沿いながら、認知症にやさしい佐倉の実現に向けて、主に 3 つの項目を重点的に取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>1 つめは、認知症への理解を深めるための知識の普及と啓発、2 つめは、認知症の方とその家族を支えるネットワークと支援体制の強化、そして 3 つめは、認知症の方とその家族の意向の尊重となります。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>第 7 期における認知症施策の主な取り組みの方向性について、昨年度平成 28 年度の実績を振り返りながらご説明いたします。</p> <p>まず、1 つめの啓発に関する項目ですが、市内に 5 つございます地域包括支援センターに、認知症の施策の推進を担う「認知症地域支援推進員」を各 1 名配置しております。</p> <p>この推進員を中心に、市内の認知症を支える地域資源の把握、ネットワークづくり、認知症サポーター養成講座の受講の促進を行います。</p> <p>続いて、2 つめの支援体制の強化でございますが、昨年 10 月に地域包括支援センター内に「認知症初期集中支援チーム」を編成いたしました。同時に、医療</p> |

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| | <p>的側面からバックアップいただけるよう、認知症サポート医にもチームに加わって頂いております。昨年度半年間の実績ですが、チーム員が継続的な訪問により支援した対象者は30人、延べ120回の活動を行いました。そのほか、月1回程度定期的なチーム員会議を行い、必要に応じて、認知症サポート医にもチーム員として訪問に同行いただいております、早期の診断やサービス介入へと支援しております。</p> <p>続きまして、認知症の本人と介護者への支援ですが、認知症カフェの開催、介護者向けの教室、つどいなどを開催し、介護者同士の交流や負担の軽減の支援を行っております。</p> <p>その他、専門職の認知症ケアの向上を図るための研修会の実施等も継続し、第7期計画以降も、地域での支援体制の強化を進めていきたいと考えております。</p> <p>次のページの3つめの、認知症の方とその家族の意向の尊重です。こちらは、認知症の方の尊厳を守るというオレンジプランの基本的な考え方を重視したものとなっております。</p> <p>早期の支援を行うとともに、高齢者虐待の防止、成年後見制度の利用支援等を進めてまいります。</p> <p>以上が、実績と今後の事業計画になります。</p> <p>第7期の認知症施策の方向性についてなど、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。ご説明は以上です。</p> |
| □会長 | <p>ありがとうございました。来年度からの新たな高齢者福祉介護計画として、3年間の認知症施策の方向性を含めて説明していただきましたが、ご質問、ご意見ありますでしょうか？</p> |
| □副会長 | <p>高齢者の虐待で防止の点で、件数が22件あったということですが、認知症に関わる事例もあったかもしれませんが、どのような内容で、どのように対応されたか少しだけ紹介いただけますか。</p> |
| ○事務局 | <p>高齢者虐待につきましては、一般市民から高齢者福祉課や佐倉警察署、地域包括支援センター等で虐待の通報を受け付けております。通報のなかで同居のご家族からきつく怒鳴られるような声が聞こえる、施設のデイサービスに行ったときに痣を発見した等、そういったことがあった場合には、地域包括支援センターや高齢者福祉課が連携をとりまして、実態調査をさせていただき、調査の結果、介護負担がかなり重く、早急に支援が必要な場合には、一時的にショートステイなどで分離をさせていただいたり、介護者を責めることがないように、介護者と介護者負担に寄り添うかたちの支援で高齢者虐待に対応しています。</p> |
| □会長 | <p>今の件に関してですが、私のところでも最近、何度も顔面に痣を作っているケースがあって、市の方に話をもっていたけれども、なかなか動きがスムーズでなくて。診察に来るごとに痣が作られていて、結局これではこの法律では効かないと思い、警察の生活安全課に電話をしたらスムーズに動いたということがありました。警察との連携はどのようにされていますか？</p> |

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| ○事務局 | <p>警察との連携は、虐待通報を受けたときに実態調査させていただくのですが、なかなか本人に会わせてくれない事例だったり、身体的虐待がかなり重度で一刻も早く救わなければ生命の危険がある場合には、警察と同行訪問をして実態調査と一緒に入っていただいて、警察から介護者への指導をしたり、分離のご提案など警察と一緒に指導するような対応をしています。</p> |
| □会長 | <p>ほかに何かございますか？ なければ次に移ります。 議事（３）認知症高齢者等の運転対策について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| ○事務局 | <p>資料２により、ご説明いたします。 千葉県警察が公表する交通白書によりますと、75歳以上の免許保有者は毎年増加している状況です。 免許証を更新する際には、「認知機能検査」を受けることになっておりますが、検査の結果第１分類の「認知症のおそれ」と判断される方が３％、平成２７年には県内で約２２００人いらっしゃったという状況です。 75歳以上の免許保有率が、交通安全白書により公表されておりますが、この数字を佐倉市にあてはめますと、佐倉市の75歳以上の高齢者のうち、約１万人が何らかの運転免許を保有しているという状況が推計されます。 さらに、第１分類となる方が３％いるとした場合には、市内で年間３００人程度が診断書提出命令の対象となることが推計されます。 そこで、事務局より提案ではございますが、お手元でございます３つ折りのリーフレットの案を、高齢者福祉課・道路維持課で作成いたしました。 認知症の診断で免許取消となってしまいますと、運転経歴証明書の交付はできず、路線バスやタクシーの運賃割引などの特典を受けることもできなくなってしまいますことから、運転に自身のない方や認知機能の低下が心配される場合には、相談先をご紹介したうえで、免許の自主返納を促してまいりたいと考えております。作成したリーフレットを医療機関や薬局の待合室、地域包括支援センター等にも配置してまいりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。以上、よろしく願いいたします。</p> |
| □会長 | <p>事務局から提案がありましたが、ご意見はありますか？ 佐倉市では現状で、市内に道路交通法の診断書に対応できる病院がどのくらいありますか？</p> |
| ○事務局 | <p>佐倉市から運転免許センターに問い合わせをしましたが、公表はできないとのことでした。</p> |
| □会長 | <p>認知症疾患医療センターは、対応先としてわかります。現状では数はそれほどではないとのことでしたが、ある時期をもって急にピークになりますよね。理想は、県警からサポート医の方をお願いをしているということだと思いますが、現状では、サポート医の先生はこちらに関してお願いされましたか？</p> |

| 発言者 | 内 容 |
|--------|---|
| ◇サポート医 | 講習会を受けたときに県警が個別にみられて、お話がありました。 |
| ◇サポート医 | 同じく警察から個別にみられて、話がありました。 |
| □会長 | 診断は、認知症サポート医だけではなく、かかりつけ医も対象としているわけですね。そうすると、公安からの命令書を持ってかかりつけ医に行って、かかりつけ医で診断書を書いたという事例も出るということでしょうか？ |
| ○事務局 | 運転免許センターに確認したところ、基本的には、かかりつけ医をお勧めしているとのことですが。しかし、かかりつけ医が書いてくれないという話があった場合は、県警が医療機関をご紹介をしているというお話でした。 |
| □会長 | 医師が診断書を書くわけですね。医師が明確に免許を取り消すような診断をしているにも関わらず、警察で自主返納を勧めるというのは変な感じがしますが。 |
| □副会長 | 実際には7割が自主返納になっているそうです。佐倉市の取り組みの中で、自主返納を促していただけると有難いです。 |
| ◇委員 | この診断書を書かなければならないということは、本人がかなり抵抗をしている場合以外にはないですよ。そうすると、本人が全く抵抗していないのであれば、自主返納を促して、本人が承諾してスムーズに済む。本人が抵抗しているから、診断書を書かなければならないとなってくると、それは、先生以外では太刀打ちならないのではと思います。本人が抵抗するという事は、民事で訴えられる可能性はあるということだと思います。本人ではなく家族が返納にいても可能なんですか。本人のサインさえあれば家族が返してよいということであれば、また対応は変わる。第1部類の3%の月25人を佐倉市でこなしていくのはかなり不可能に近いと思うんですよ。佐倉市としてもそういうことを考えて、なるべく免許を持っていたいという人が多いと思うので、取り上げになると運転経歴書にはならないということをきちんと伝えて認識していくことが大事だと思います。本人が抵抗していることしか考えられない。 |
| □会長 | 病識の問題。病識がないときにどうするか。 先日も認知症の方が徘徊して電車にひかれた事故があった。鉄道会社は、訴訟を起こして非常に大きな問題になって、家族には責任はないとの結論になりましたけれども。責任が家族にあるような話になってしまうと、非常に問題が深いと思います。実際にいますよね、免許返納をしても認知症で運転してしまう方が多くなってくるのではと思います。 |
| ◇委員 | 例えば、前頭側頭葉型認知症の人で、決まった時間に車に乗ってどこかに行ってしまうとか、そのような行動も考えられるし、そもそも免許返納をしたかどうかの話が通じるどうかの問題もあると思います。免許証を持っていることがステ |

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| | <p>一タスになっている方がいて、「免許証を持っていた」ということで納得された方がいました。その方は、車は処分されても抵抗はしなかったんですけど。いろんなケースのことを考えると、先生方の診断書の負担もわかりますし、免許証だけかたがつく問題ではないのかなと思います。家族の責任になってしまうといっても、そもそも免許証を返納させることだったり車の処分だったりに困っていると思うので、そこに対する警察や公安からの対策があると良いなと思います。</p> |
| □副会長 | <p>最近の事例で、まだ始まったばかりで少数ですが、命令書を持ってこられる方のほとんどが今まで認知の面でかかられたことがない方なんです。その方の場合、検査はするけど介護保険のことだとか平行して対応していくようにしています。その方はそれまで運転されていたわけで、免許証の問題だけではなく、免許証のことをきっかけに介入を始めていかなければならないと思います。</p> |
| □会長 | <p>認知症の診断は非常に難しい。どこで線引きするか迷うところです。個人的な意見としては、公安から我々に最近おろしてくることが多いですが、結局責任は我々も負うという。そのようにするのであれば、技術も進んでいるわけなので、75 歳以上の方には衝突防止装置と急発進をしないアクセルと自動ブレーキの車にする等すれば、あのような悲惨な事故が減るのではと思います。</p> |
| ◇委員 | <p>病識のない方がいるのも確かですが、南部圏域は車がないと生活できない圏域で、車がないと死活問題になります。認知症があったとしても、家族から車を運転してもらわないと困るとか、運転しないと生活できないという思いから免許証を返納できないという事例も結構あります。ご本人の思いもあり、家族が止められないということもあるので、自主返納の決心ができるような、市の整備がすごく必要なところだと思います。タクシー代1割安くなるだけでは、生活は支えられなくなってくると思うので、市の手厚いものがあればと思います。</p> |
| □会長 | <p>佐倉市は何もないですよ。タクシー代1割引きだけでは、返納につながるかどうか。早急に検討して、佐倉市でタクシーやバス等、自主返納者に対するメリットにつながるものを作ってもらいたいと思います。</p> <p>ほかにありますか？</p> |
| ○事務局 | <p>リーフレットについて、ご意見がありましたらお願いします。</p> |
| □会長 | <p>これは、どんなふうに高齢者の手にわたるように考えていますか？</p> |
| ○事務局 | <p>医療機関や薬局、地域包括支援センター窓口等に設置させていただけたら思っており、そのなかで目につくようなかたちで配っていきたいと考えています。</p> |
| □会長 | <p>さきほどの話とつながりますが、実際に佐倉市でのメリットを前面に出さないと自主返納につながらないと思いますので、メリットを記載するようなかたちで作成をお願いしたいと思います。次に移ります。</p> <p>議事（４）その他について、事務局よりございますか。</p> |

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| ○事務局 | <p>高齢者施設での認知症の非薬物療法の取り組みについてご案内いたします。介護老人保健施設エクセレントケア志津において、朗読療法として絵本の読み聞かせを定期的実施したところ、認知症の高齢者の症状が安定したという報告をいただきました。内容は、月1回、図書館職員による読み聞かせ、週1回施設スタッフによる読み聞かせを継続したところ、読み聞かせ開始当初はその場に座っていられなかった方が座って聞けるようになった、大声を出していた方が大声を出さずに読み聞かせに参加できるようになった、無表情の方から笑顔が見られるようになった、他者とのコミュニケーションがとれるようになった等といった変化がみられたそうです。</p> <p>朗読療法の継続によって、認知症の症状の改善が見られ、ケアスタッフの介護負担度も軽減されているということから、市内の他の高齢者施設でも広めていただければとのご提案もいただいております。</p> <p>今後市内の各施設等へも普及できるように、年度内に施設スタッフ向けの研修会を開催してまいりたいと考えております。</p> <p>また、事前の連絡により、実際の読み聞かせの現場視察も可能とのことですので、ご案内いたします。説明は以上です。</p> |
| □会長 | <p>私の施設でやっていただいて、職員からは非常に効果があるとのこと、ただやればいいというものではない、きちんと心をこめてやるというの大事だと。認知症の方が落ち着いたということですので、ぜひ佐倉市で認知症対策として、推進していただけたらと思います。</p> <p>その他、ございますか。</p> <p>なければ、以上で平成29年度第1回認知症対策検討会を終了させていただきます。お疲れ様でした。</p> |